

富津市いじめ防止基本方針

いじめはしない・させない・許さない

平成29年12月

富津市教育委員会

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの情報共有
 - (4) いじめへの対処
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
 - (7) いじめの「解消」の定義

II いじめ防止等に対する具体的な取り組み

富津市教育委員会が実施する施策

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見及び啓発活動
- (3) いじめへの対処

III 重大事態への対処

- 1 重大事態（以下、そのおそれのあるものを含む）を認知した場合の対応
 - (1) 被害者の安全確保等
 - (2) 報告
 - (3) 必要な措置
- 2 調査
 - (1) 目的
 - (2) 調査主体の決定
 - (3) 調査の実施
 - (4) 調査結果の報告
- 3 市長による再調査及び措置

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、断じて許されない行為である。と同時に、どの学校にもどの集団にもどの児童生徒にも起こりうるものである。学校職員は、いじめられている児童生徒を守り抜くとともに、いじめは絶対に許さないということを常に発信し続けることが重要である。また、児童生徒が、発達段階に応じて、いじめに適切に対処する力をつけていくためには、学校だけでなく、家庭・地域、関係機関が日頃から連携・協力する体制を整えることが必要である。

以上を踏まえ、市教育委員会は「心豊かでたくましい児童生徒の育成」を目指し、児童生徒が互いに認め合い、安心して生活できる環境づくりに向け『富津市いじめ防止基本方針』を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

〔 いじめ防止対策推進法 第一章 第二条 より抜粋 〕

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

学校は、管理職を含む「いじめ防止対策組織」を置き、いじめの防止に努める。

(1) いじめの未然防止

「いじめはしない、させない、許さない」という強い態度や心構えを児童生徒に持たせるため、日々の教育活動全般において学校はその校風づくりに努める。

そのために、

- ・いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるとの認識を持ち、すべての児童生徒が安心し、自己有用感や充実感が得られる学校づくりに努める。
- ・すべての教育活動を通して、お互いの人格を尊重しあえる態度や社会性など、望ましい人間関係を構築するための素地を養う。
- ・家庭・地域においても、いじめを見逃さず、許さない取り組みを推進するなど、教職員と関係者が一体となった継続的な取り組みを進める。等を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての大人が連携・協力し、児童生徒の助けを求める小さなサインを見逃さず、けんかなどささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち速やかに対応することが必要である。インターネットを通じて行われるいじめに対しては、発見しづらいことから、アンケートや面接等で、訴えやすい体制を整える。また、児童生徒が巻き込まれないように、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。加えて、障害（発達障害含

む), 外国にルーツをもつ, L G B T, 被災・避難児童生徒へ配慮し, 日常の兆候を見逃さず対応する。

(3) いじめの情報共有

学校の教職員がいじめの情報を得た場合は, 校内の「いじめ防止対策組織」に速やかに報告し, 学校全体で情報共有を図る。

(4) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保するとともに,

- ・一人で思い悩まず, いじめを相談することや通報することは, 決して卑怯な行為でも, 逃げる行為でもなく, いじめに立ち向かう勇気ある行為であること。
- ・相談や通報は, いじめを受けて苦しんでいる児童生徒を救うだけでなく, いじめを行っている児童生徒をも救う行為であること。
- ・秘密は守られるので安心して相談・通報ができること。 等を広める。

(5) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り, 健やかな成長を促すためには, 学校と家庭・地域との連携が不可欠である。特に, 子どもの教育について第一義的責任を負うべき保護者が子どもに規範意識等を育てるために, 必要な連携や支援に努める。

(6) 関係機関との連携について

状況に応じて, 警察, 児童相談所, 医療機関, 相談機関等の関係機関との積極的な連携に努める。

(7) いじめの「解消」の定義

- ・いじめは, 単に謝罪を持って安易に解消とすることではない。「解消している」状態とは, 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対して心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が相当の期間継続していること。この相当期間とは, 少なくとも3ヶ月間を目安とする。

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者本人と保護者にいじめが止んでいるかどうか面談等を行い, 被害者児童生徒が苦痛を感じていないか, 確認する。

II いじめ防止等に対する具体的な取り組み

各学校では、「学校いじめ防止基本方針」に、「いじめ防止対策組織」、「いじめの未然防止のための方策」、「いじめの早期発見のための方策」について具体的に明記する。「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページで公表するとともに、その内容を、必ず入学式や年度始め等、様々な機会を活用して、児童生徒・保護者に説明する。また、市教育委員会では、各学校において充実した実践が行われるよう支援するとともに、学校と連携して必要な措置を構ずる。

富津市教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止

生徒指導等研修事業

- ・教育相談の資質・力量向上、児童生徒の人間関係づくり、道徳教育の充実等に向け、夏季休業中を中心に、年間を通して研修を行う。

自立支援指導員配置事業

- ・不登校児童生徒や円滑な人間関係が上手に築けない児童生徒に対し、早期発見・早期対応に向けた支援を行うため、自立支援指導員を市内の小・中学校に派遣する。

スクールカウンセラー配置事業

- ・いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、県と連携し臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを必要な学校に配置する。また、必要に応じ、訪問相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの派遣を要請する。

校内研修や生徒指導会議等への支援

- ・講師派遣要請等に積極的に応えるなど、各学校の研修や会議等の充実に努める。
- ・担当指導主事が必要に応じて校内生徒指導会議・長欠不登校対策会議等に参加し、情報の収集や解決への協力を行う。

(2) いじめの早期発見及びいじめ防止啓発活動

学校との情報共有

- ・各学校が学期毎に行うアンケート調査等の結果を「いじめ状況報告書」で集約するなど、学校との情報共有に努める。

各学校の取り組みの把握と参考事例の紹介

- ・4月の「いじめ防止啓発強化月間」における取り組みをはじめ、各学校が年間を通して行っている取り組みの把握を行うとともに、参考事例の紹介等に努める。

いじめの相談・通報窓口の周知

- ・各学校の「学校いじめ防止基本方針」に、相談・通報窓口を明記するなど、学校と共に児童生徒および保護者への周知に努める。

- 富津市教育委員会教育センター (電話番号) 0439-80-1346
- 24時間子供SOSダイヤル(文科省) (電話番号) 0570-0-78310
- 千葉県子どもと親のサポートセンター(電話番号) 0120-415-446
- 子どもの人権110番(法務局) (電話番号) 0120-007-110
- ヤングテレホン(警視庁少年相談室) (電話番号) 03-3580-4970

インターネット上のいじめについて児童生徒への指導

- ・児童生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ活動を支援するとともに、保護者へのネット問題等に対する理解を促し、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して対応する。また、必要に応じて警察などの関係機関とも連携し、迅速な解決につなげるよう努める。

(3) いじめへの対処

学校への支援

- ・学校から提出された、いじめ対応報告書【別紙様式】に基づき、必要に応じて学校への職員(担当指導主事等)の派遣やサポートチームの組織(生徒指導関係一覧表参照)等の措置を講ずる。
- ・状況に応じて、県教育委員会、富津警察署、君津児童相談所、市役所子育て支援課等の関係機関と学校との連携を図る。そのため、日頃から、『相談関係一覧表』にある外部諸機関との連絡調整や情報交換に努める。

Ⅲ 重大事態への対処

重大事態とは（いじめ対策推進法及び国基本方針からの要約）

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

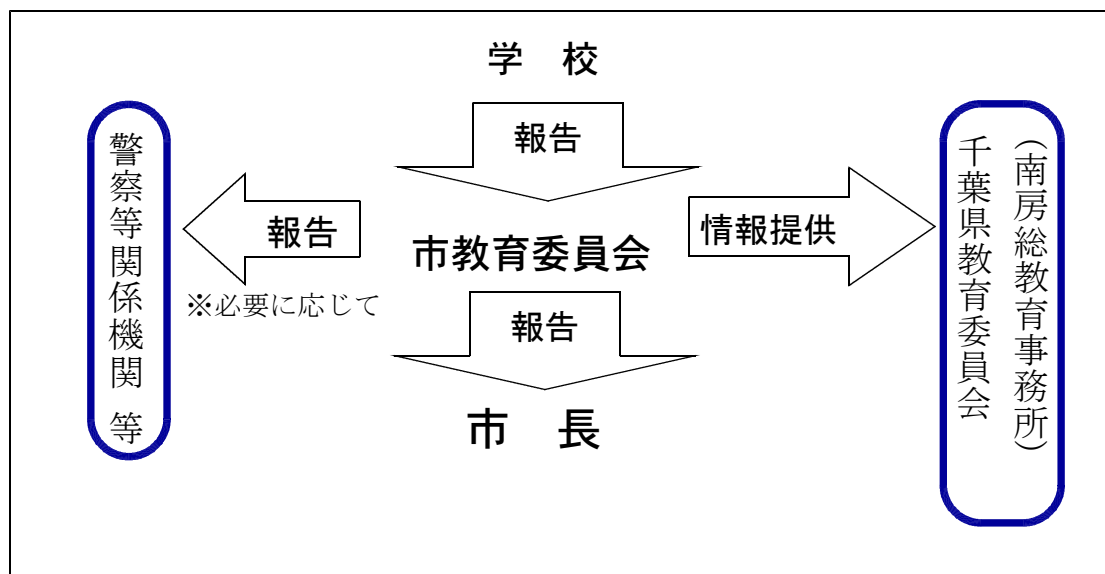
1 重大事態（以下、そのおそれのあるものを含む）を認知した場合の対応

(1) 被害者の安全確保等

- ・いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は「いじめ防止対策組織」を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。

(2) 報告

- ・学校は、電話等で直ちに市教育委員会に報告し、その後、いじめ対応報告書【別紙様式】により報告する。
- ・教育委員会は、状況を把握した後、必要な報告や情報提供を行う。



(3) 必要な措置

- ・市教育委員会から職員（担当指導主事等）を派遣するとともに、状況に応じ関係諸機関に支援職員を要請し、重点的な支援を実施する。

- 千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請。
- 千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーター等の派遣を要請。

2 調査

(1) 目的

市教育委員会又は当該校は、その重大事態への対処に役立て、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

(2) 調査主体の決定

- ・「学校が調査主体」となって調査を進めるか、「学校の設置者（教育委員会）が調査主体」となって調査を進めるかを市教育委員会が決定する。

※ 以下のような状況の場合には、市教育委員会が調査主体となり、必要に応じて外部機関（『相談関係一覧表』）と連携を図る。

- ①従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断する場合
- ③その他、市教育委員会が必要と判断する場合

(3) 調査の実施

調査を実施し「事実関係を明確にする」こととは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明らかにするよう努める。

(4) 調査結果の報告

- ・ 5 ページ（2）報告の例による
- ・ 調査を実施した場合は、当該調査に係る被害及び加害児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等必要な情報について適時・適切に報告を行う。なお、その内容の伝え方や時期については被害者側・加害者側双方の心情に十分配慮する。

3 市長による再調査及び措置

- ・ 重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、必要があると認める場合は、附属機関等を設けて再調査を行う。
- ・ 市長は、再調査の結果を踏まえ総合教育会議を招集する等、必要な措置を講ずる。
- ・ 市長は再調査の結果を議会に報告する。（法30条）